厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和8年11月13日(金)	資料3
令和8年度地域・職域連携推進関係者会議	

労働衛生行政の動向

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

産業保健支援室長　樋口　政純

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働衛生管理の基本

Ⅰ　労働衛生管理体制の確立

Ⅱ　作業環境管理

Ⅲ　作業管理

Ⅳ　健康管理

労働衛生の3管理

Ⅴ　労働衛生教育

リスクアセスメントの実施



労働者の健康を支える3つの仕組み

「労働安全衛生法に基づく一般健康診断・ストレスチェック制度」「THP指針に基づく労働者の健康増進」「治療と仕事の両立支援」は健康に働き続けるための一連の支援体系として理解

労働者の健康を支える3つの仕組みの関係

健康で安心して働き続けられる職場・社会の実現
（健康寿命の延伸、労働生産性の向上、人的資本の価値向上）

① 労働安全衛生法に基づく一般健康診断・ストレスチェック制度

・健康状態の把握
・就業上の措置
・保健指導・受診勧奨

【業務との関連性を踏まえた健康管理】



② THP指針に基づく健康保持増進支援

・運動、食生活、禁煙
・睡眠、メンタルヘルス
・がん検診受診勧奨
・歯科・骨粗鬆症対策

今回新たに追加

【業務との関連性にかかわらない健康保持増進】



③ 治療と仕事の両立支援

・がん
・慢性疾患　など
・主治医・産業医連携

【疾病が発症しても、治療しながら働く】



日本の健診（検診）制度の概要

全体像

○医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査（健康診断）を実施。
○市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施。
○市町村は、健康増進法に基づき、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。（医療保険者や事業主は任意に実施）

乳幼児等（妊娠～出産後1年・小学校就学前）

母子保健法

【対象者】１歳６か月児、３歳児
【実施主体】市町村 **<義務>**
※その他の乳幼児及び妊産婦に対しては、市町村が、必要に応じ、健康診査を実施又は健康診査を受けることを勧奨

児童生徒等

学校保健安全法

【対象者】在学中の幼児、児童、生徒又は学生　※就学時の健康診断については小学校入学前の者
【実施主体】学校（幼稚園から大学まで） **<義務>**

	被保険者・被扶養者	うち労働者	その他
～39歳	**医療保険各法**（健康保険法、国民健康保険法等） 【対象者】被保険者・被扶養者 【実施主体】保険者＜努力義務＞	**労働安全衛生法** 【対象者】常時使用する労働者※労働者にも受診義務あり 【実施主体】事業者　**<義務>** ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施	**健康増進法** 【対象者】住民（生活保護受給者等を含む） 【実施主体】市町村＜努力義務＞ 【種類】 ・歯周疾患検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・がん検診（胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診） ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導
40～74歳	**特定健診** **高齢者医療確保法** 【対象者】加入者 【実施主体】保険者 **<義務>**	※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能。	
75歳～	**高齢者医療確保法** 【対象者】　被保険者 【実施主体】後期高齢者医療広域連合＜努力義務＞		

※上記以外に、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診について、保険者や事業主が**任意で**実施や助成を行っている。

労働安全衛生法に基づく健康診断～健診の本当の価値は実施後措置にある

健康診断の実施（法第66条）

１年以内ごとに１回実施。医師による。

医師（産業医等）による診断区分の判定（例）		
異常なし	要観察	要医療

①健康診断結果の通知（法第66条の6）

労働者が自ら健康管理ができるよう、労働者に健康診断結果を通知しなければならない。

②健康診断結果の記録（法第66条の3）

事業者は、健康診断の結果を記録しておかなければならない。⇒５年間保存

※健康診断の結果は事業者が漏れなく知ることになる。

※黄色の条文は罰則あり
点線囲みの条文は努力義務

③健康診断結果についての医師からの意見聴取（法第66条の4）

異常の所見があると診断された労働者について、健康診断結果に基づき、労働者の健康保持のための必要な措置について、意見を聴かなければならない。

医師（産業医等）による就業区分の判断（例）	
区分	内容
通常勤務	通常の勤務でよいもの
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの
要休業	勤務を休む必要のあるもの

④健康診断実施後の措置（法第66条の5）

医師（産業医等）からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮※して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければならない。

※あらかじめ労働者の意見を聴き、了解が得られるよう努める。

保健指導等（法第66条の7）

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師（産業医等）又は保健師による保健指導※を行うよう務める。

※保健指導の内容
- 日常生活面での指導
- 健康管理に関する情報の提供
- 再検査または精密検査の受診の勧奨
- 医療機関で治療を受けることの勧奨　等

一般健康診断は「病気を見つける制度」ではなく、「健康状態を把握し、業務による健康影響を防ぐための制度」である。

事業場における労働者の健康保持増進について

労働安全衛生法

第69条　事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

第70条の２　厚生労働大臣は、第六十九条第一項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

事業場における労働者の健康保持増進のための指針
（昭和63年9月1日策定）
→本年10月に改正

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」改正の全体像

労働安全衛生法第69条に基づく労働者の健康増進措置について、THP指針において一次予防（病気にならないための取り組み）を主としながらも、二次予防（疾病の早期発見等）も含むものであることを明確化

改正前

- 運動指導
- 食生活改善
- 禁煙支援
- 睡眠
- メンタルヘルス

【**一次予防（病気にならないための取り組み）**】

改正後

- 運動指導
- 食生活改善
- 禁煙支援
- 睡眠
- メンタルヘルス

＋

- がん検診受診勧奨
- 女性健康課題への対応
- 歯科保健
- 骨粗しょう症対策
- 眼科疾患対策

医療保険者の保健事業や自治体のサービスを利用して実施

→結果に応じた専門医や精密検査への受診勧奨

さらに「治療と仕事の両立支援」と連携し、健康に働き続けられる職場づくりを推進

【一次予防＋**二次予防（疾病の早期発見等）**】

健康づくり中心のTHPから、「早期発見・早期治療を支えるTHP」へ

２次予防の推進に向けた医療保険者や地域保健とのさらなる連携を推進

（本文抜粋）職域保健と地域保健の連携を強化するため各地域に設置されている地域・職域連携推進協議会等において示された情報を参考に、自治体や医療保険者が取り組む各種支援策等を活用すること。

二次予防の対象と企業に期待される二次予防の取組

企業の役割は、労働者が検診を受け、必要な医療につながる環境を整備すること

企業に期待される二次予防の取組

① 知る

（健康教育）

がん検診等の意義を伝える

科学的根拠に基づく情報提供

女性の健康課題等の理解促進

精密検査受診の重要性を周知

② 受ける

（受診機会の確保）

健康診断と同時に実施

医療保険者と連携した検診機会の提供

自治体検診の活用

③ つなげる

（受診勧奨）

要精密検査者への受診勧奨

専門医受診の案内

健診機関等との連携

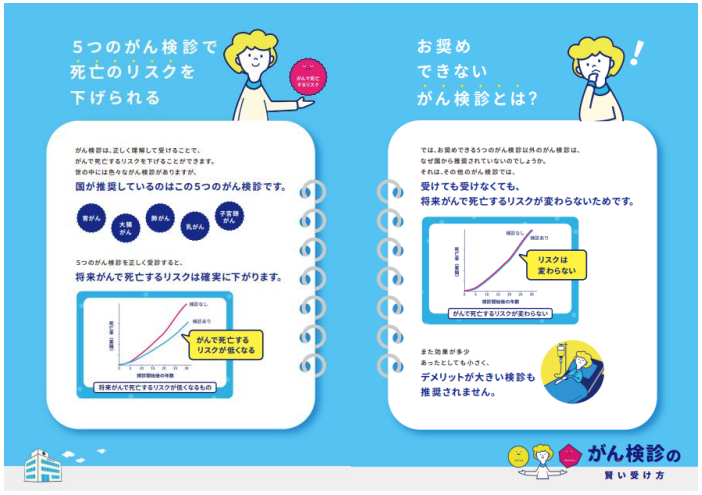
④ 支える

（受診しやすい環境整備）

検診受診のための休暇付与

治療と就業の両立支援

治療と就業の両立支援



二次予防の対象

がん
女性特有の健康課題
歯科疾患
骨粗しょう症
眼科疾患

検診受診だけではなく、要精密検査者を医療につなぐことが重要

※企業が検査結果（個人情報）を取得しない場合は、精密検査の受診勧奨を健診機関に委託

がん検診の推進に関する取組

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

職場におけるがん検診の推進

ア　健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨

イ　特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、リーフレットを活用した周知

ウ　「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成 30 年３月策定）を参考にしたがん検診の実施

エ　リーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知









女性特有の健康課題にかかる健康問診の概要

女性特有の健康課題にかかる健康問診の流れ

健診機関

問診結果は事業者に提供されない

本人の希望に基づく支援である

労働者の勤務する会社

(問診票)



健診医

女性特有の健康課題があると回答

情報提供や専門医への早期受診を促す



労働者

専門医の診断書を持って相談窓口に相談

相談窓口



相談に応じた環境改善等配慮



健診機関向けマニュアル

【参考】

「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」にて推奨されている女性特有の健康課題に関する質問

女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害など）で職場において困っていることがありますか。

①はい　②いいえ

職場が準備すること(事業者向けマニュアル）

① 基本方針の表明

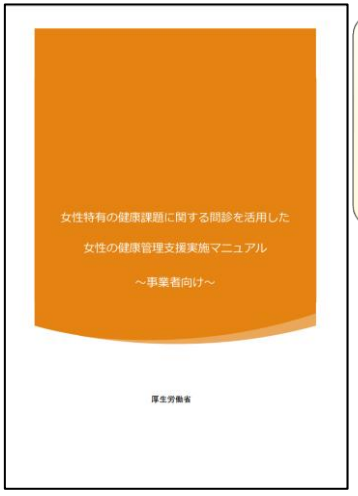
経営トップが、女性の健康支援に積極的に取り組む姿勢を「基本方針」として明確に表明し、全従業員に周知

② 衛生委員会等による労使の十分な話し合い

衛生委員会等を活用し、労働者の意見をよく聞いて、労働者の十分な理解と協力のもと、取り組みを進める

③ 管理職向け研修と全従業員向け研修

管理職の理解の促進、正しい知識を普及させ、職場全体のヘルスリテラシーを向上



④ 相談体制の整備

人事労務部門、産業保健スタッフなど、複数の相談窓口を設け、相談窓口の存在と連絡先を全従業員に周知

⑤支援制度の整備

休暇制度の整備（生理休暇、時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇）、勤務制度の整備（時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務制度、フレックスタイム制）

実際の相談対応（事業者向けマニュアル）

5.専門医を受診した労働者からの相談対応

ステップ 1：労働者からの相談・申出

管理職が対応した場合は、相談を受けた時点で一人で抱え込まず、本人の同意を得て、人事部門や産業保健スタッフと連携して対応します。

【ポイント】
相談者は「どうしてほしいか」を具体的に伝えることが難しい場合もあります。管理職はまず傾聴し、安心感を与えることが重要です。

ステップ 2：業務上の支障と配慮の検討

産業保健スタッフや人事労務担当者が中心となり、本人と面談します。

本人から聴取する内容:

- どのような症状が、いつ、どの程度あるか。
- それにより、どのような業務に支障が出ているか。
- 希望する配慮は何か（本人が具体的に言えない場合は、「配慮の例」を提示し、選択肢を示すことも有効）。
- 配慮は本人と話し合いの上、労働者も事業者も納得感のある配慮を実施することが望ましい。

ステップ 3：支援の実施

支援を開始します。必要に応じて、予め支援プランを作成しておくことが望まれます。

労働者の口腔の健康の保持・増進に関する取組

「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）（令和７年７月１日基安労発0701第１号）にて、関係団体宛に、一般健康診断問診票中の特定健康診査の「標準的な質問票」の歯科項目を活用した労働者の口腔の健康の保持・増進に向けた口腔保健指導のより一層の推進への協力を依頼。

一般健康診断問診票※

＜質問21＞

食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。

①何でもかんで食べることができる

②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある

③ほとんどかめない

※「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について（令和５年７月31日基発0731第１号、保発0731第４号）において、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の検査項目を同時に実施する場合に用いるよう示している標準的な問診票





転倒防止、骨粗鬆症検診の受診勧奨に関する取組

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

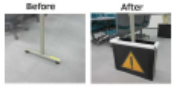
- □ （なし） 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）
 - ➢転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
- □ 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）
 - ➢バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底



- □ 通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）
 - ➢敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- □ 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（8%）
 - ➢適切な通路の設定
 - ➢敷地内駐車場の車止めの「見える化」



- □ 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（8%）
 - ➢設備、什器等の角の「見える化」



- □ 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）
 - ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 - ➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- □ 凍結した通路等で滑って転倒（25%）
 - ➢従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）



- □ 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）
 - ➢水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 - （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）



- □ 水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）
 - ➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
 - ➢防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
 - ➢隣接エリアまで濡れないよう処置

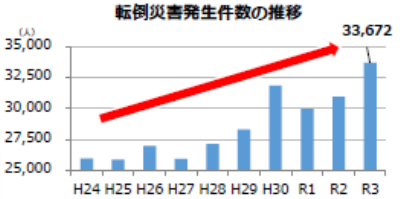


- □ 雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）
 - ➢雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率１/２、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害の発生状況（休業４日以上、令和３年）

別添７

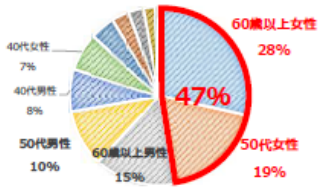


転倒による怪我の態様

- **・骨折（約70%）**
- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸　など

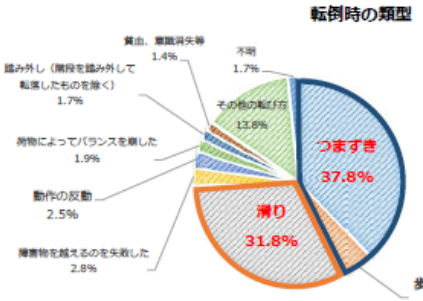
転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日





転倒災害が起きているのは**移動のときだけではありません**



<その他の転び方>
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
- 台車の操作を失敗した
- 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- 服が引っかかった
- 坂道等でバランスを崩した
- 立ち上がったときにバランスを崩した
- 靴紐を踏んだ
- 風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

■ 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください

■ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

■ 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署　（R5）

眼科疾患の検査に係る受診勧奨

転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40 歳以上の従業員に対し、リーフレットを活用した眼科検診の周知について協力依頼







労働安全衛生行政の実施体制

（国）

厚生労働省（安全衛生部）

労働安全衛生法令の企画・立案や、産業保健活動の推進などを行っている。

（国）

都道府県労働局（47か所）

労働安全衛生法令に基づく指導計画の策定や、産業保健制度の運用などを行っている。

（国）

労働基準監督署（325か所）

労働安全衛生法令に基づき、事業場に対して、指導・周知などを行っている。

（独）労働者健康安全機構

産業保健活動の支援、勤労者医療の推進、労働安全衛生分野の調査・研究、福祉事業を行っている。

産業保健総合支援センター（47か所）

都道府県毎に設置。産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などに対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っている。

地域産業保健センター（約350か所）

労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供している。

都道府県労働局、労働基準監督署における周知啓発

都道府県労働局、労働基準監督署における周知啓発機会の一例

労働局

主に都道府県内の労働行政関係団体（及び団体加盟参加企業）への周知啓発

- 産業保健総合支援センターとの連携・調整
- 災防団体との連携・調整
 - ・都道府県所在の労働基準協会
 - ・建災防都道府県支部
 - ・陸災防都道府県支部
 - ・林災防都道府県支部
 - ・港湾災防都道府県支部　など
- 各種協議会等
- 県庁、土木事務所等との調整

など

労働基準監督署

主に個別の事業場への指導

- 集団指導
- 個別指導
- 計画届の審査・実地調査
- 自主点検

など

産業保健活動総合支援事業

・補助事業として、独立行政法人労働者健康安全機構において運営



労働者健康安全機構

○ 産保センター及び地産保の支援・指導　　○ 団体経由産業保健活動推進助成金　など



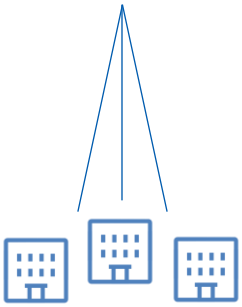
47都道府県に設置

産業保健総合支援センター（産保センター）

○ **事業場の産業保健関係者（産業医、保健師、看護師、衛生管理者等）や事業者等を対象に、専門的な研修、相談対応等、メンタルヘルス対策をはじめとした産業保健活動を支援。**

- 産業保健関係者の専門的研修
- 産業保健関係者の専門的相談対応
- 事業場への個別訪問支援
- 事業者・労働者の啓発セミナー

など



全国350か所（概ね監督署単位）に設置

※郡市区医師会と連携して運営

地域産業保健センター（地産保）

○ **労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、登録産業医等による産業保健サービスを無料で提供。**

- 健康診断結果についての医師からの意見聴取
- 高ストレス者、長時間労働者に対する医師の面接指導
- 保健指導等
- 個別訪問による産業保健指導

など

（地域・職域連携推進協議会を通じた望ましい連携）

○　医療機関、自治体、保健所等に、産業保健に係る分野の支援の相談があった場合→産保センターを介して地産保につなぐ

○　産保センターや地産保に一般住民からの健康課題などの相談があった場合→ 自治体等の担当機関につなぐ

都道府県労働局、労働基準監督署における周知啓発（全国労働衛生週間）

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で77回目になります。毎年９月１日から30日までを準備期間、10月１日から７日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

事業者の皆さまへ

第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月１日～７日［準備期間：９月１日～30日］

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（９月１日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生３管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月１日～７日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主　唱　厚生労働省、中央労働災害防止協会
協　賛　建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省　都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。
地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。
また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/

メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
https://kokoro.mhlw.go.jp/

治療と就業の両立支援

治療と就業の両立支援指針や企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ
https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」
https://chemiguide.mhlw.go.jp/

転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）
https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4

■腰痛を防ぐ職場の好事例集
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf

SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！

※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）
https://safeconsortium.mhlw.go.jp/

高年齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
https://work-holiday.mhlw.go.jp/

■各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）
https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top

労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。
安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html

その他

■職場における熱中症予防情報
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

■職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



都道府県労働局、労働基準監督署における周知啓発（職場の健康診断実施強化月間）

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様に改めて徹底していただくことを促すため、毎年９月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。



事業者の皆さまへ　別添１

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」、「医療保険者との連携」及び「女性の健康課題に関する理解の促進」等をお願いします

健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

健康診断の実施
○健康診断を実施した後は、その結果を労働者に通知するとともに、事業者もその結果を保存しなければなりません。

健康診断結果の通知
健康診断結果の記録
○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

健康診断結果についての医師からの意見聴取
○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

健康診断実施後の措置
○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針はこちら

<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

厚生労働省　都道府県労働局・労働基準監督署

医療保険者との連携

■ 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者に義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。
※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら⇒

女性の健康課題に関する理解の促進

■ 女性の健康課題に関する労働者の理解の促進や具体的な相談対応に努めましょう。

○一般健康診断における問診票に女性特有の健康課題に関する質問が追加されました。※3※4
○「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」を活用して、女性特有の健康課題に関して困っている労働者に対する相談等対応、女性の健康課題に関する理解促進のための研修、職場環境改善の取組を進めてください。

※3：【女性の健康問診の位置づけ】女性の健康問診の目的は、事業者に義務付けられているものではなく、女性自身の健康状態への気づきを促し、必要に応じて労働者が医療機関へアクセスできるよう支援することにあります。また、女性の健康問診の回答は健診機関から事業者に直接提供されることはありません。
※4：令和8年4月28日付け基発0428第14号・保発0428第8号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」

女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアルはこちら⇒

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（項目のみ抜粋）
令和８年８月21日付け基安発0821第２号

【重点事項】
（１）一般健康診断
　ア 一般健康診断の実施、医師からの意見聴取及び事後措置等の実施の徹底
　イ 一般健康診断結果の記録の保存、労働基準監督署への報告の徹底
　ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
　エ 小規模事業場における留意事項
　オ 地域保健との連携（コラボヘルス）
　カ 外国人労働者に関する留意事項
　キ 派遣労働者の健康診断
　ク 個人事業者等に関する留意事項
（２）ストレスチェック制度の適切な実施等
（３）健康保持増進措置等の適切な実施
　ア 事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく措置
　イ 職場におけるがん検診の推進
　ウ 女性の健康課題に関する理解の促進
　エ 口腔の健康の保持増進
　オ 眼科検診等の実施の推進
（４）職場環境に起因する疾病の防止の推進
　ア 騒音障害防止のための取組の推進
　イ 職場における感染症に関する理解と取組の促進
（５）治療と仕事の両立支援の周知

※本月間に係る通知本文をご参照するにはこちらをご覧ください。⇒

R8.8

地域・職域連携でできること

労働安全衛生法令に基づく健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発（抜粋）

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- 事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく措置
 - ・THP 指針の事業場外資源としての地域資源の活用について、「地域・職域連携推進ガイドライン」に基づく取組の周知
- 職場におけるがん検診の推進
 - ・健康診断実施時に、事業者等から、がん検診の受診を勧奨
 - ・特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、リーフレットを活用した周知
- 女性の健康課題に関する理解の促進
 - ・一般健康診断問診票の項目に女性特有の健康課題に係る質問が追加されていることを踏まえ、マニュアル等を活用して、女性の健康課題に係る対応等の周知
- 口腔の健康の保持増進
 - ・令和７年７月１日付け基安労発 0701 第１号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレットを活用した歯科受診勧奨

都道府県労働局・労働基準監督署と自治体、保険者の取組との連携例

労働局、労働基準監督署：
地域・職域連携推進協議会による取組（事業所調査、出前講座等）の事業所への働きかけ担当

労働局：災防団体等を通じ事業者に自治体のがん検診（日程・申し込み方法等）を周知

労働基準監督署：集団指導等において事業者に自治体のがん検診（日程・申し込み方法等）を周知

労働局、労働基準監督署：
事業者に自治体・保検者における女性の健康に関するセミナー・相談窓口案内等を周知

労働局：災防団体等を通じ事業者に自治体の歯周疾患検診（日程・申し込み方法等）を周知

労働基準監督署：集団指導等において事業者に自治体の歯周病疾患検診（日程・申し込み方法等）を周知

新たな事業を一から立ち上げるだけでなく、自治体・医療保険者の既存事業と、労働行政の事業場への接点を組み合わせることも、地域・職域連携の取組となります